

東京電力を取り巻く状況

平成28年11月2日

資源エネルギー庁

東電対応策の経緯① 原賠機構法スキームの創設

2016年10月 第1回 東電委員会
事務局提出資料 一部加工

2011年3月

異常な天変地異とみなし、東電を免責するか

~~免責する~~ = 国が負担

免責しない = 東電の負担

2011年5月

東電に無限責任を負わせるか

~~有限責任~~ = 国も負担

東電の無限責任

2011年6月

東電を法的整理するか（倒産させるか）

~~法的整理する~~
= 被災者の債権もカット

被災者重視で法的整理せず。

2011年8月、2012年7月

福島事故費用（賠償、廃炉）を東電だけで背負いきれるか

2011年8月 原賠機構法制定 ⇒ 2012年7月 東電国有化

○賠償費用 5兆円：
東電 + 電力会社(国が支援)

○廃炉費用 1兆円：
東電

○原賠機構の出資 1兆円：
原賠機構から東電に人材派遣

東電対応策の経緯② 国が前面に立った対応

2012年12月 自公政権の発足:東電任せにするのではなく、福島復興に**国が前面に立つ**

2013年12月 福島復興加速化方針（閣議決定）

賠償※

5兆円→9兆円

※被災者賠償、除染、廃棄物処理、中間貯蔵施設費用

廃炉・汚染水
1兆円→2兆円

国

- 福島復興に国が前面に立つ
→ 国費を投入

[除染:東電株式売却益] 2.5兆円]

・中間貯蔵:電源特会 1.1兆円

・廃炉・汚染水(研究開発) 0.2兆円

東電

- 従来の発想にない経営改革

- 大胆な企業戦略の断行

- ・先進的ガバナンス
(指名委員会等によるガバナンス強化)

- ・完全分社化
(HDカンパニー制への移行)

- ・火力事業の再編
(中電とのJERA設立)

- ・コスト削減
(10年で5兆円)

- 柏崎刈羽原発

- ・2014年夏の
再稼動を目指す

(参考) これまでの経緯

2011	8月10日	原子力損害賠償支援機構法成立、公布・施行
	9月26日	原子力損害賠償支援機構 設立
2012	5月9日	総合特別事業計画を大臣認定
	7月31日	機構による東京電力株式会社の株式引受け（払込金額 1 兆円）
2013	4月1日	東京電力 社内カンパニー制の導入
	12月20日	「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を原災本部・閣議決定
2014	1月15日	新・総合特別事業計画を大臣認定
	5月14日	原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律成立 （廃炉支援業務を追加）
	8月18日	原子力損害賠償・廃炉等支援機構への改組
2015	4月30日	東京電力・中部電力による合併会社「株式会社 J E R A」設立
	6月12日	「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を原災本部・閣議決定
	8月24日	福島相双復興官民合同チーム 活動開始
2016	4月1日	東京電力の会社分割（ホールディングカンパニー制の導入）

原賠機構法に基づく支援スキーム

機構の設立・改組

- 原子力損害賠償法に基づく政府補償では対応できないような巨額の賠償に万全を期すため、原子力事業者による「相互扶助」の考えのもと、原賠機構法に基づき、認可法人たる原子力損害賠償支援機構を設立（2011年9月）。その後、廃炉支援業務を追加し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組（2014年8月）。

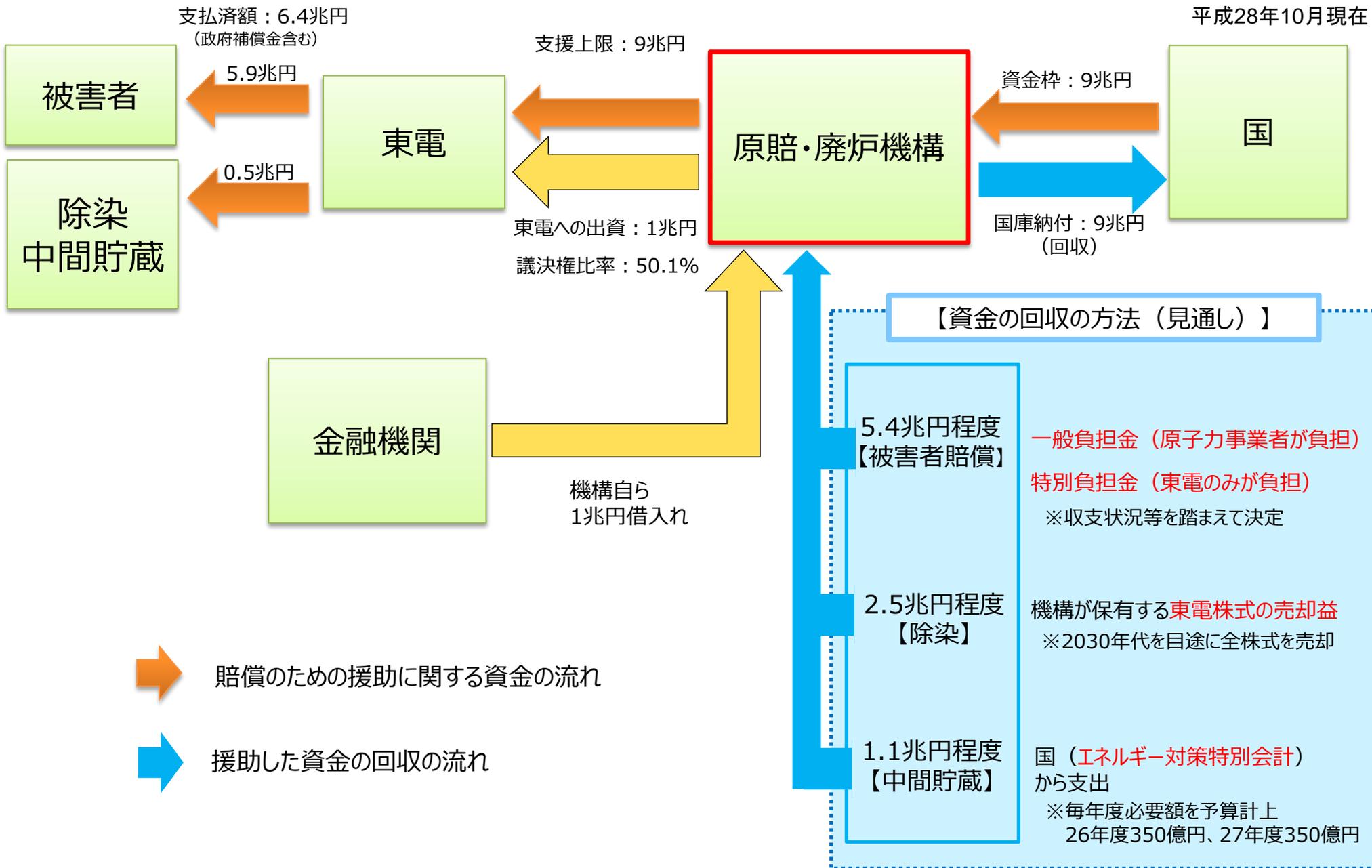
機構の主な業務

- 国から機構に交付される国債をもとに、機構が事業者に賠償の支払いのための資金を交付
- 事故を起こした事業者の財務基盤を強化するための出資
- 事故炉の廃炉等を実施するために必要な技術の研究開発の企画、指導・助言

主務大臣とその役割

- 主務大臣は、内閣府機構担当大臣（経産大臣が兼任）、経済産業大臣、文部科学大臣。
- 主務大臣の主な役割は以下のとおり。
 - ①「特別事業計画」（賠償資金交付の前提となる経営改革計画）の認定
 - ②「負担金（一般、特別）の額」（賠償資金の返済原資とするために、原子力事業者が、毎年度、納付する金額）の認可

(参考) 原賠機構法スキーム図



新・総合特別事業計画の概要

- 総合特別事業計画は、原賠機構法に基づき東電と機構が共同で作成し、国の認定を受けるものであり、現行の計画は、2014年1月に認定されたもの(新・総合特別事業計画)。
- 同計画には、福島第一原発事故の責任当事者として、東電が事故処理の責任を貫き通すことは当然のこととして、そのためにも、旧来の電力事業モデルの発想を超えた競争的な事業展開により、重い責務を担うに足る経営基盤を確立するとの考え方が示されている（東電の企業価値の向上を通じた国民負担の最小化）。

【新・総特のポイント（2016年3月）】～「責任と競争」を両立するための基本方針～

①賠償について、適切な形できめ細かく対応

- 当面の賠償支援枠を明記（随時変更）。
- 3つの誓い（最後の一人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細かな賠償の徹底、和解仲介案の尊重）。

②廃炉・汚染水対策のために十分な体制を確保

- 中長期ロードマップ等を踏まえ、「ナショナル・チャレンジ（国家的挑戦）」と銘打った取組体制の強化等。

③東電の事業運営の基本方針 = 電力システム改革を先取りして改革を進め、企業価値を向上

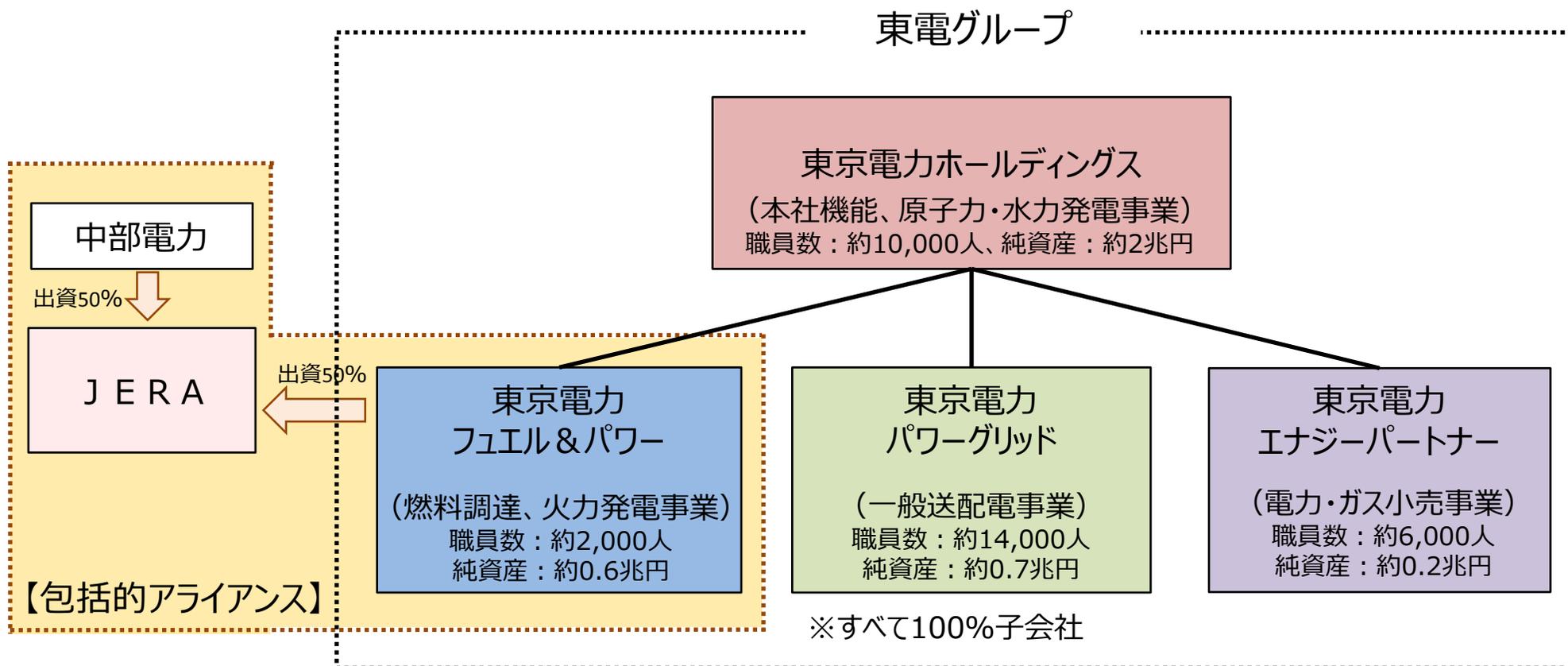
- 1兆円のコスト削減深掘り（調達改革等）等による経営合理化の実行。HDカンパニー制の導入（発電電分離・分社化の先行実施、2016年4月）、包括的アライアンスの実現等による持続的な再生に向けた収益基盤作り。

④機構によるガバナンス

(参考) 東電の会社分割 (HDカンパニー制)

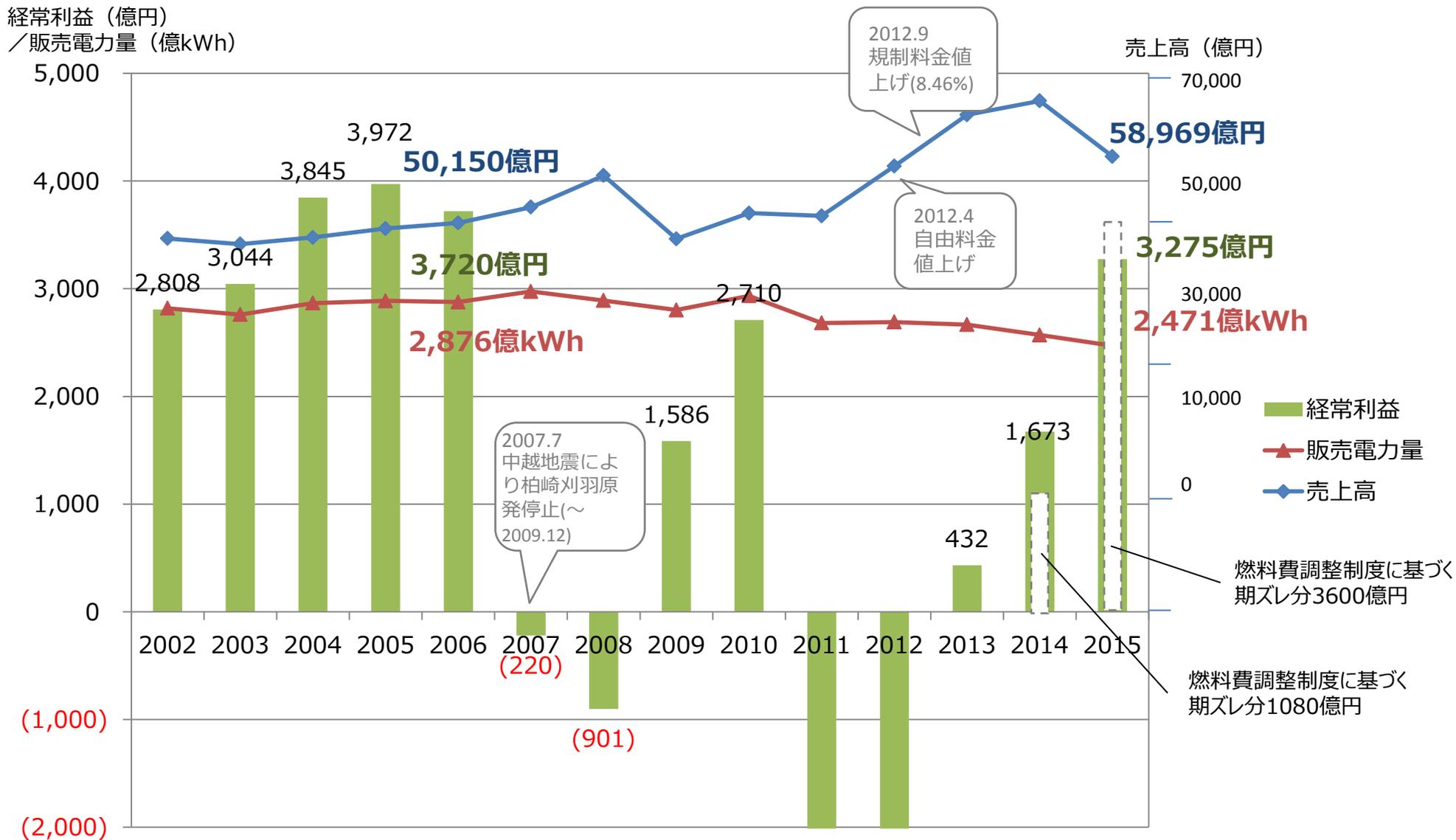
- 東電は、「新・総合特別事業計画」に基づき、電力システム改革を先取りし企業価値を高め福島の再生の加速につなげるべく、本年4月1日に会社分割を行い、HDカンパニー制に移行した。

【会社分割後の東電の体制】



経営状況の推移

【東電の販売電力量・売上高・経常利益の推移】（単体ベース）



(参考) 直近の財務状況等

利益水準等

【販売電力量】 (2015年度末時点、単体ベース)
2,471億kWh (全国の総販売電力量の約1/3)

【利益指標】

売上高	5兆8,969億円
経常利益	3,275億円 (注)
当期純利益	1,436億円

(注)燃料費調整制度の期ズレにより高止まり。これがないければ、経常利益は-325億円の赤字。

【人員体制】 約3万3400人 【一般負担金】 567億円 ※平成27年度

【東電の株主の推移】 【特別負担金】 700億円 ※平成27年度

	2009年度	2016年度
1位	日本トラスティ・サービス (4.5%)	原賠機構 (50.1%)
2位	第一生命 (4.1%)	東電従業員持株会 (1.5%)
3位	日本生命 (3.9%)	東京都 (1.3%)
4位	日本マスタートラスト (3.8%)	日本マスタートラスト (1.3%)
5位	東京都 (3.2%)	三井住友銀行 (1.1%)
株価	2,386円	427円

財務状況

2015年度決算 貸借対照表

資産 13兆円	負債 11兆円
	純資産 2兆円(注)

(注)国から東電に出資した1兆円も含まれる

【東電の資産の推移】 (単体ベース)

	2009年度	2015年度
総資産	12兆6,430億円	13兆1,896億円
負債	10兆4,823億円	11兆3,891億円
純資産	2兆1606億円	1兆8,001億円

東電改革・1 F 問題委員会の設置

- 東京電力福島第一原子力発電所（1 F）の事故から5年半が経過した今もなお、避難指示は続き、1 Fの事故収束も道半ばにある状況。賠償や除染、廃炉など事故に伴う費用は増大しているほか、全面自由化の中で需要は構造的に減少している中においても、事故収束や福島復興の歩みが滞ることがあってはならない。
- こうした危機感を背景に、東京電力が全力を挙げ、非連続の経営改革を具体化していくための検討を行う目的で、本年9月に「東京電力改革・1 F 問題委員会」を設置（座長：伊藤邦雄 一橋大学大学院商学研究科特任教授）。

東京電力改革・1 F 問題委員会（東電委員会）の設置について（抜粋）

- 原発事故に伴う費用が増大する中、福島復興と事故収束への責任を果たすため、東京電力はいかなる経営改革をすべきか。原子力の社会的信頼を取り戻すため、事故を起こした東京電力はいかなる経営改革をすべきか。自由化の下で需要の構造的縮小が続く中、世界レベルの生産性水準を達成し、福島復興と国民への還元につなげるため、東京電力はいかなる経営改革をすべきか。
- これらの課題への回答について、福島県の方々が安心し、国民が納得し、昼夜問わず第一線を支え続ける「現場」が気概を持って働ける解を見つけなければならない。東電改革の姿は、電力産業の将来を示し、この改革とパッケージで整備する国の制度改革は、被災者救済と事故炉廃炉促進のための制度となる。東電改革は、福島復興、原子力事業、原子力政策の根幹的課題である。
- そこで、経済産業省は、「東京電力改革・1 F 問題委員会」（東電委員会）を設置し、東電改革の具体についての提言の取りまとめを依頼する。この提言内容は、政府が認定する東京電力の「新・総合特別事業計画」を改定する中で反映する。
- 年内目途に提言原案をまとめ、年度内目途に最終提言の取りまとめを依頼する。

福島事故に係る費用が上振れ、柏崎刈羽原発の再稼動が遅延

賠償※
(5兆円→) **9兆円** → ○

※被災者賠償、除染・廃棄物処理、中間貯蔵施設

廃炉・汚染水
(1兆円→) **2兆円** → ○

国

● 国の対応

福島復興については、
引き続き国は前面に立つ

自由化・債務認識に伴う
課題等への対応

東電

● 非連続の経営改革を実現
(新総特 改訂)

7/28 東電「経営方針」
「他社との提携」
「機能別アライアンス」
世界標準の「生産性達成」

● 柏崎刈羽原発の
再稼動

東電不信の払拭

福島

原発事故に伴う費用

現状の援助枠9兆円 (支出実績6兆円)

賠償	除染・中間貯蔵	廃炉・汚染水対策
11年 5 → 13年 5.4	11年 - → 13年 3.6	11年 1 → 13年 2.2

シナリオ選択

(国)

今後も同様の考え方を基本として対応を検討

+11年の機構法制定前の過去分の取扱は別途審議会において検討

効率化・加速化の取組を検討

○公的資本注入1.0

○研究開発支援 0.2

(-原則、東電対応2.0)

○国による資金繰り支援9.0

(-原子力事業者の負担金による負担5.4) / (-東電株式売却益2.5) / (○電源立地対策1.1)

デブリ取出を控え廃炉費用は増加の可能性。東電負担原則が維持できるかが論点

シナリオ④

国民負担増とならない形で廃炉に係る資金を東電に確保させる制度を国が用意

シナリオ①
肩代わり

シナリオ②
公的資金

シナリオ③
放置

東電は現状のまま

長期の公的管理
という結果に

法的整理

東電改革
(改革益 > 福島費用)

福島 = 国民負担

東電の公社化
長期化すれば、実質的な国民負担に

債権等の放棄
経営責任(経営者の交代)
事業売却を含む再編

福島 = 国民負担

①福島 → ②国民・企業成長

(国民の納得)

YES or NO

YES or NO

YES or NO

YES or NO